

東京都情報公開・個人情報保護審議会住民基本台帳ネットワーク部会運営要綱（28総行振第894号、総務局長決定）

改正後	改正前
○東京都情報公開・個人情報保護審議会住民基本台帳 ネットワーク部会運営要綱 平成29年1月12日付28総行振第894号、総務局長決定 <u>令和 6 年 6 月 14 日 付 6 総行振第331号、総務局長決定</u> (所掌事項) 第3 住基ネット部会は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第30条の6 第1項の規定による通知に係る本人確認情報<u>及び同法 第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報</u>の保 護に関する事項について、調査審議する。	○東京都情報公開・個人情報保護審議会住民基本台帳 ネットワーク部会運営要綱 平成29年1月12日付28総行振第894号、総務局長決定 (趣旨) 第1 東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条 例」という。）第39条第10項の規定に基づき、同条第3項に規定 する事項について審議する部会の運営に関し、必要な事項を定め るものとする。 (名称) 第2 条例第39条第3項に規定する事項について審議する部会の名 称は、「住民基本台帳ネットワーク部会」（以下「住基ネット部 会」という。）とする。 (所掌事項) 第3 住基ネット部会は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第30条の6 第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に 関する事項について、調査審議する。 2 住基ネット部会は、前項に規定する事項のほか、住民基本台帳 法第30条の38第5項に基づき、住民票コードの利用制限違反者へ

の中止命令に関する意見を具申する。

(部会長)

第 4 部会長は、住基ネット部会の事務を総理する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、住基ネット部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 部会長は、住基ネット部会の審議結果を東京都情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(会議)

第 5 住基ネット部会は、部会長が招集する。

2 部会長が必要と認めるときは、持ち回りによって審議することができる。

(公開等)

第 6 住基ネット部会の会議は、公開しない。

(会議録等)

第 7 住基ネット部会は、会議の会議録を作成し公表する。ただし、住民基本台帳法等において秘密保持義務が課せられている事項については、非公開とする。

(委任)

第 8 住基ネット部会の運営に関し、この要綱に定めのないものについては、部会長が住基ネット部会に諮って定める。

附 則

報 告 事 項

令和 6 年 9 月 9 日

総 務 局 行 政 部

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 4 日から施行する。

東京都情報公開・個人情報保護審議会
住民基本台帳ネットワーク部会運営要綱

平成 29 年 1 月 12 日 28 総行振第 894 号
一部改正 令和 6 年 6 月 14 日 6 総行振第 331 号
総務局長決定

(趣旨)

第 1 東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）第 39 条第 10 項の規定に基づき、同条第 3 項に規定する事項について審議する部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条例第 39 条第 3 項に規定する事項について審議する部会の名称は、「住民基本台帳ネットワーク部会」（以下「住基ネット部会」という。）とする。

(所掌事項)

第 3 住基ネット部会は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報及び同法第 30 条の 41 第 1 項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する事項について、調査審議する。

2 住基ネット部会は、前項に規定する事項のほか、住民基本台帳法第 30 条の 38 第 5 項に基づき、住民票コードの利用制限違反者への中止命令に関する意見を具申する。

(部会長)

第 4 部会長は、住基ネット部会の事務を総理する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、住基ネット部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 部会長は、住基ネット部会の審議結果を東京都情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(会議)

第 5 住基ネット部会は、部会長が招集する。

2 部会長が必要と認めるときは、持ち回りによって審議することができる。

(公開等)

第6 住基ネット部会の会議は、公開しない。

(会議録等)

第7 住基ネット部会は、会議の会議録を作成し公表する。ただし、住民基本台帳法等において秘密保持義務が課せられている事項については、非公開とする。

(委任)

第8 住基ネット部会の運営に関し、この要綱に定めのないものについては、部会長が住基ネット部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。